

議案第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

新庁舎建設工事請負契約の変更契約

（理由）

石綿（アスベスト）含有建材調査の結果、新棟及びB棟の外壁から基準値以上の含有が確認されたことから、解体時において飛散防止の工種を追加する必要があるため。

（変更内容）

契約金額「金3,439,800,000円」を「金3,511,890,000円」に変更し、契約する。

平成30年1月10日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

工事名称：新庁舎建設工事

工事箇所：東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

変更概要

- 1 外壁アスベスト含有仕上塗材除去工事
(新棟1,327.33㎡、B棟200.4㎡)
- 2 アスベスト飛散防止工事
(飛散防止養生、セキュリティゾーン設置、
負圧除じん装置設置、アスベスト粉じん濃度測定)
- 3 工期 60日追加 平成32年5月30日まで



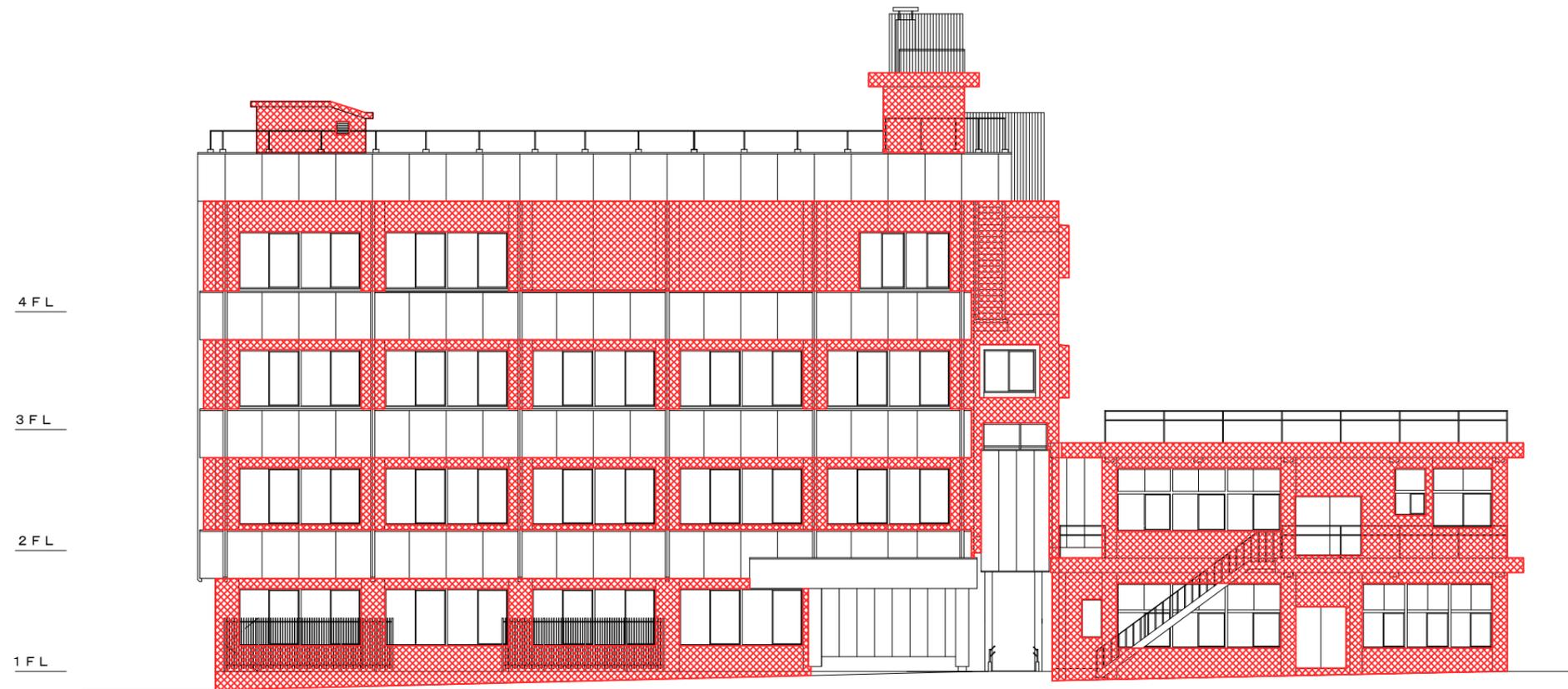
西立面図



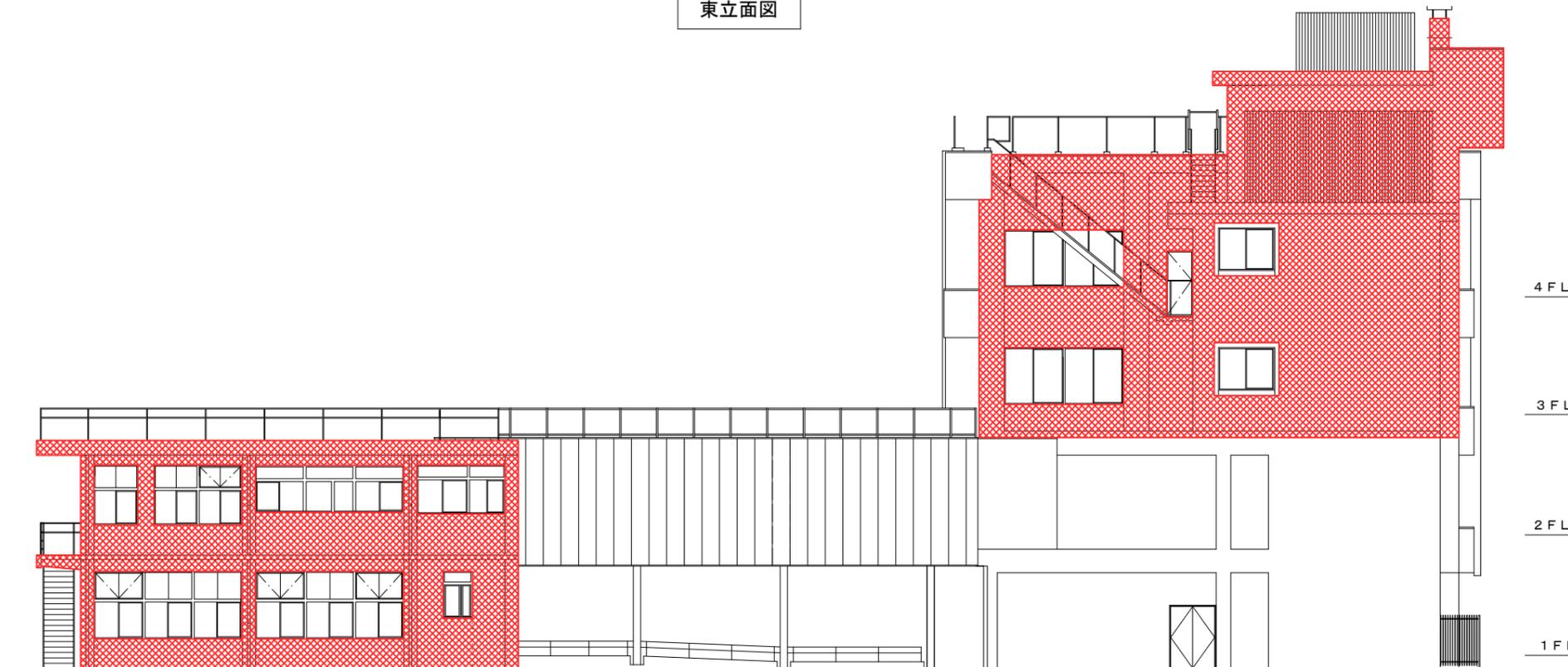
南立面図

外壁アスベスト含有仕上塗材範囲

新棟・B棟外壁アスベスト含有材除去
西・南立面図



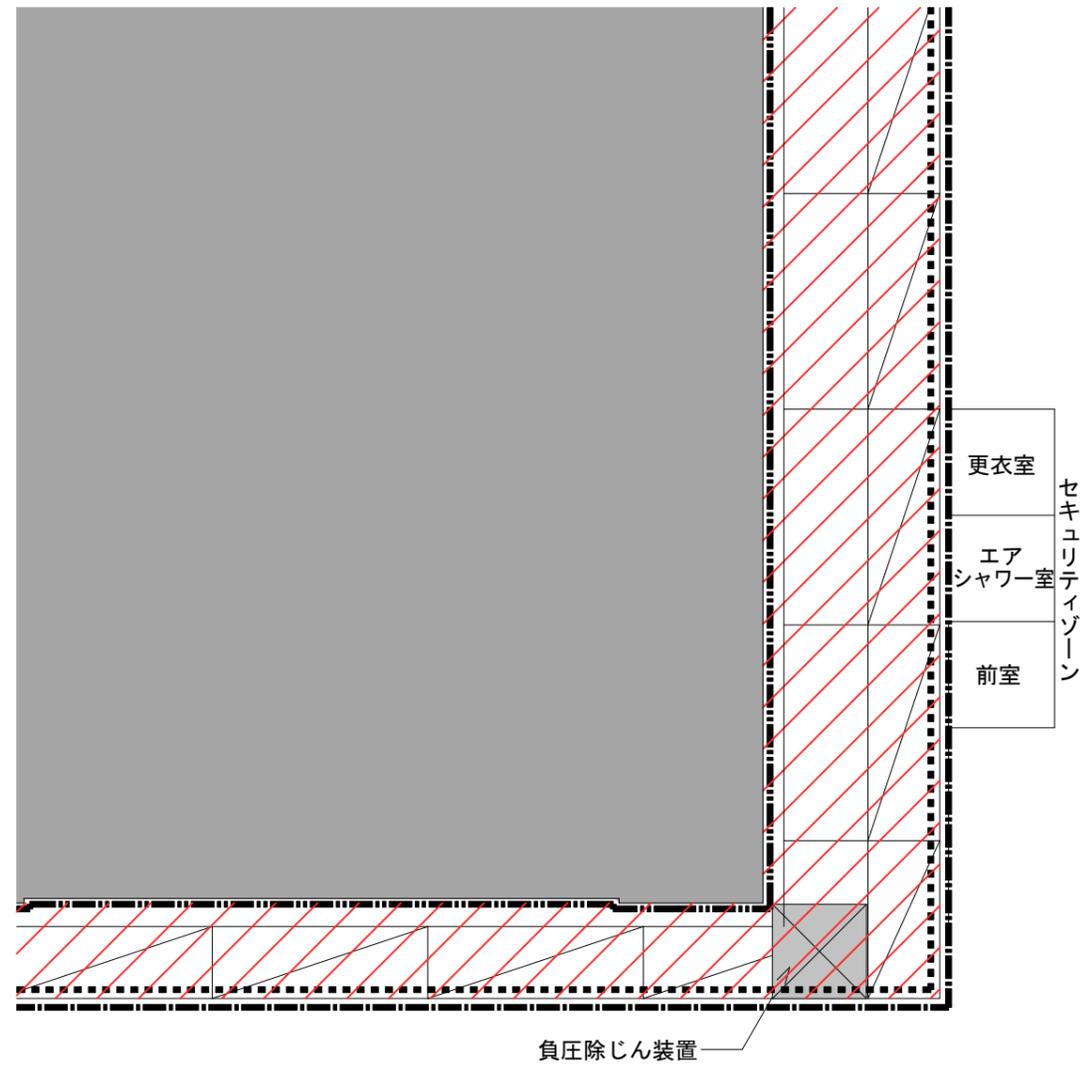
東立面図



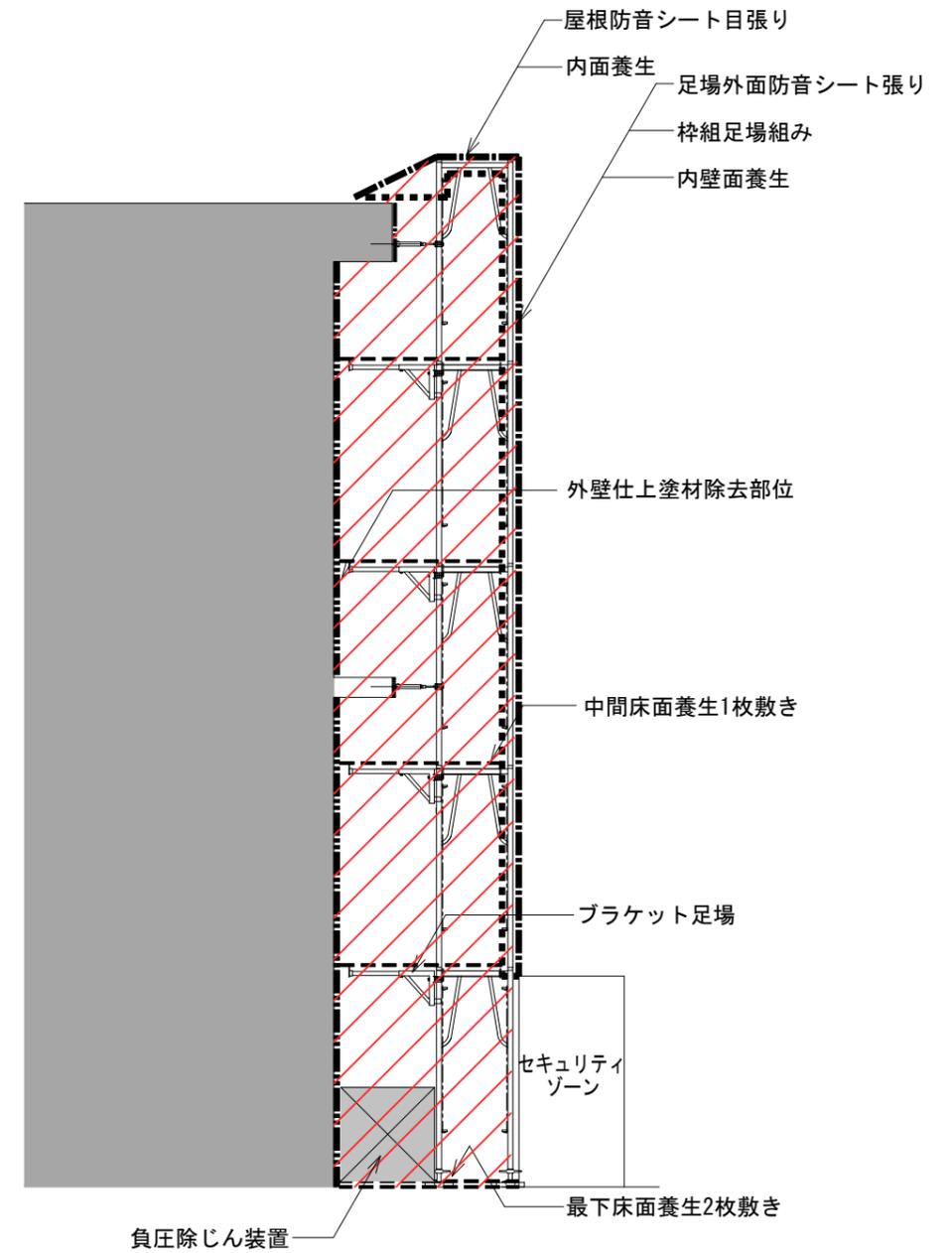
北立面図

外壁アスベスト含有仕上塗材範囲

新棟・B棟外壁アスベスト含有材除去
東・北立面図



アスベスト飛散防止工事施工標準図
平面図



アスベスト飛散防止工事施工標準図
断面図

-  外壁仕上塗材除去作業区域を示す。
-  壁面養生を示す。
-  床面養生敷きを示す(二重は2枚)。
-  外壁仕上塗材断面部除去部位を示す。
-  足場外周防音シート張り部位を示す。